

会 議 録

会議の名称	令和5年度第1回本庄市総合教育会議	
開催日時	令和5年7月27日(木)	午前・午後 9時30分から 午前・午後 11時00分まで
開催場所	本庄市役所 職員厚生室	
出席者	<p>【構成員】 吉田市長、下野戸教育長、岡崎教育長職務代理者、 落合委員、今井委員、高橋委員</p> <p>【教育委員会事務局】 笠原教育委員会事務局長、武政教育委員会参事、 新井教育総務課長、岡芹学校教育課長、原生涯学習課長、 柳教育総務課長補佐、山田生涯学習課長補佐、 学校教育課堀越指導主事</p> <p>【事務局】 内田企画財政部長、金井保健部長、橋本企画課長、 小島子育て支援課長、鈴木企画課長補佐、企画課坂口主査、 子育て支援課小原主査</p>	
議題 (次第)	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 市長挨拶 3 教育長挨拶 4 議 題 <ol style="list-style-type: none"> ①「学ぼう舎」について(意見交換) ②児童虐待防止対策に係る学校と市との連携強化について (意見交換) 5 その他 6 閉 会 	
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・資料1：小学生学習支援事業「学ぼう舎」について ・資料2：児童虐待防止対策に係る学校と市との連携強化について ・参考資料1：学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き (令和2年6月改訂版) ・参考資料2：学校等における児童虐待防止に向けた取組の 推進について(通知) 	
その他特記事項		
主管課	企画課	

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項等
事務局 (企画課長)	<p>皆さまこんにちは。本日はお忙しいところ、令和5年度第1回本庄市総合教育会議に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。司会を務めさせていただきます、企画財政部企画課の橋本と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、これより会議を始めさせていただきます。</p> <p>なお、本日は傍聴の希望者はありません。</p> <p>次第の2、市長挨拶でございます。本庄市長よりお願いいたします。</p>
市長	<p>皆さまこんにちは。大変暑い日々が続いており、しっかりと熱中症対策をしなければならないと感じています。</p> <p>はじめに、先日開催しました中学生まちづくり議会につきまして、教育委員の皆さまに御出席いただき、ありがとうございました。</p> <p>本日は、「学ぼう舎」について、また、児童虐待防止対策に係る学校と市との連携強化について、意見交換を行います。</p> <p>先日、私が参加している文部科学省の中央教育審議会の会議がありました。毎回、オンラインで参加していますが、今後の学校教育のあり方などについて様々な議論が成されています。</p> <p>この会議で、総合教育会議の全国的な実態や先進事例について教えていただく機会がありました。本市においては、総合教育会議を年に3回開催していますが、地域によっては年に1回の開催であったり、開催していなかったりといった状況があります。</p> <p>総合教育会議の意義は、教育に関する様々な課題について、市長部局と教育委員会部局が情報の共有を図るという点と、日頃から情報共有を図ることによって、学校等で重大事態が発生した際に、市長部局と教育委員会部局が連携して、スムーズに解決に当たることができるという点にあります。</p> <p>日頃から情報共有を図ることによって、いざという時にもスムーズに連携できますので、私の意見としましては、総合教育会議を年1、2回ではなく、3回あるいは4回と開催し、緊急の際にも速やかに開催できるようにしておくことが大切だと考えます。</p> <p>子供達を取り巻く環境は厳しくなっていますが、総合教育会議の場で情報共有を図ることによって、様々な気づきをお互いが得られ、新しい政策にもつながると考えます。</p> <p>委員の皆さまには、総合教育会議での議論に対し、それぞれの知見から、今後も活発に御意見を頂戴できればと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。</p>
事務局 (企画課長)	<p>ありがとうございました。続きまして、次第の3、教育長挨拶でございます。下野戸教育長よりお願いいたします。</p>
下野戸教育長	<p>皆さんこんにちは。本日は総合教育会議に御出席いただき、ありがとうございます。</p>

	<p>学校は夏休みに入りました。新型コロナウイルス感染症の感染が若干報告されているところですが、教員達は、普段は参加できないような研修や会議等に力を入れています。</p> <p>子供達は、楽しく過ごしていると思いたいのですが、世の中の状況を見ますと、保護者がお子さんに手を掛けたり、昨日もプールの事故でお子さんが亡くなったりと、楽しい夏休みになっていない状況があり、心を痛めています。</p> <p>本日は、学ぼう舎、また児童虐待に関することについて、皆さんと意見交換を行います。学校のみならず地域や家庭において、子供達がいかに豊かに過ごすことができるか、そのために私達は何ができるのかといった点についても、皆さんと意見交換をする中で深めていければ良いと思います。本日もどうぞよろしく願いいたします。</p>
事務局 (企画課長)	<p>ありがとうございました。それではここで、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>① 本日の次第 ② 資料1 小学生学習支援事業「学ぼう舎」について ③ 資料2 児童虐待防止対策に係る学校と市との連携強化について ④ 参考資料1 学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き ⑤ 参考資料2 学校等における児童虐待防止に向けた取組の推進について</p> <p>以上、5点でございます。</p> <p>それでは、これより議題に入らせていただきます。本庄市総合教育会議運営要綱第4条第1項の規定により、市長が本会議の議長となることとされております。これからの議事の進行につきましては、吉田市長をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
市長	<p>要綱に基づき、議事の進行をさせていただきます。会議のスムーズな進行にご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>本日の会議録でございますが、本庄市総合教育会議運営要綱第7条第2項の規定により、「会議録には、市長及び市長が指名する1人の構成員が署名するものとする」とあります。本日の会議録につきましては、私と下野戸教育長が署名するというところでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>それでは、事務局にて作成された会議録につきましては、本日御出席の皆さまにご確認いただいた後に、私と下野戸教育長で署名を行うこととさせていただきます。</p> <p>議事に入らせていただきます。本日は議題が2件ございますので、まずは議題(1)「学ぼう舎」について事務局から説明を</p>

	お願いします。
【議題】 （１）「学ぼう舎」について	
事務局 (生涯学習課長)	(資料に基づき説明)
市長	ただいま、「学ぼう舎」について説明いただきました。皆さまから御意見・御質問等ございますか。
今井委員	「学ぼう舎」のサポート体制について伺います。スポーツ等の企画については、公民館の職員の方が企画しているのでしょうか。それとも、ボランティアの方が企画して、指導していただいているのでしょうか。
事務局 (生涯学習課長)	現在、6会場で「学ぼう舎」を実施していますが、サポート体制については、公民館長と地域の方々が協力して実施しています。地域の方々に「みんなの師匠」と呼ばれる教育活動推進員となっただき、会議等を行いながら、各会場の特性に応じてどのような講座や体験学習を実施するかということを決めています。
市長	よろしいでしょうか。その他に、皆さまから御意見等ございますか。
高橋委員	2点伺います。 まず、1点目です。本庄市の中でも、「学ぼう舎」に類似する事業がいくつかあると把握しています。例えば、貧困家庭等に属する子供の学習支援として、小学生から高校生までもを対象に行っている事業があります。この事業との整合性と言いますか、参加者が重複しているような事例はあるのでしょうか。 次に、2点目です。今は夏休み中で、給食の提供がありません。給食の提供が無いと、中には昼食を食べられない子供がいます。夏休みが終わる頃には体重が減った状態で、2学期を迎える子供がいます。正午に「学ぼう舎」が終了しますので、その後に食事を提供できると良いと思いますが、いかがでしょうか。
市長	ありがとうございます。アスポーツ事業との整合性ということですね。生涯学習課長、いかがでしょうか。
事務局 (生涯学習課長)	アスポーツ事業との整合性についての御質問ですが、「学ぼう舎」は市内全ての小学生を対象とし、安心・安全な居場所作りを行うために実施しています。家庭の経済状況等を含め、特に条件はありません。 「学ぼう舎」は、自主学習や体験学習、文化活動を通して、子供達の自主性や創造性を育み、地域の方々と交流することによって、子供達の自己肯定感を高めるということを目的に掲げています。 一方、アスポーツ事業は、生活困窮世帯や生活保護世帯の子供達を対象としていると認識しています。支援員が対象世帯を家庭訪問し、生活支援や進学相談を行うほか、食事を提供する場合もあると聞いていますが、「学ぼう舎」で食事を提供することは考

	<p>えていません。</p> <p>また、参加者が重複しているかどうかについては、当課では把握していない状況です。</p>
高橋委員	分かりました。
市長	<p>アスポート事業については、貧困家庭の子供達への学習支援を目的とした事業ですが、生活支援も行っていて、食事を提供したり、一緒に食事を作ったり、みんなで一緒に遊びに行くといったこともしていると聞いています。</p> <p>こちらの事業についても、かなり手厚く実施していると感じています。「学ぼう舎」とアスポート事業は、それぞれ充実させていく大きな意義があると思います。</p> <p>私から1点申し上げます。ただいま、事務局から全体的な内容を説明いただきましたが、具体例があるとさらに分かりやすいと感じました。「学ぼう舎」での具体的な過ごし方の例を紹介していただけますか。</p>
事務局 (生涯学習課長)	前半は、主に宿題のお手伝いをしています。後半は、公民館長や「みんなの師匠」が工夫しながら、百人一首やかるた大会、工作などの活動をしています。
市長	ありがとうございます。その他に、皆さまから御意見等ございますか。
落合委員	<p>ホームページで「学ぼう舎」について見てみました。大変充実している状況で、嬉しい限りです。</p> <p>1点伺いますが、活動中の保険に関しては、保護者の方に説明していますか。</p>
事務局 (生涯学習課長)	保険については、保護者の方に市の総合保険を使うということを説明し、パンフレットをお渡ししています。
落合委員	説明しているということですね。分かりました。
市長	<p>「学ぼう舎」について、その他に御意見等ございますか。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、次に進みたいと思います。続きまして、議題2「児童虐待防止対策に係る学校と市との連携強化について」事務局より説明をお願いします。</p>
【議題】 (2) 児童虐待防止対策に係る学校と市との連携強化について	
事務局 (子育て支援課長)	(資料に基づき説明)
市長	ただいま、「児童虐待防止対策に係る学校と市との連携強化について」説明いただきました。皆さまから御意見・御質問等ございますか。
高橋委員	<p>2点伺います。</p> <p>まず、1点目です。私は、子ども・子育て会議の委員をしてい</p>

	<p>ます。さきほど、要保護児童対策地域協議会実務者会議の運営回数を増やすという御説明がありました。一方で、子ども・子育て会議は年に1回しか開催されていませんが、それによろしいのでしょうか。会議録をご覧いただければ分かりますが、非常に活発な議論が行われている会議です。ぜひとも、子ども・子育て会議の開催回数も増やしていただくよう、要望いたします。</p> <p>次に、2点目です。本庄市では、令和3年度から子ども家庭総合支援拠点（支援拠点）というものを設置しています。私の手元には、子ども・子育て会議で配布された支援拠点の体制図があります。</p> <p>さきほど、児童虐待について「市に通告する」と御発言がありましたが、市というのは具体的にどこなのか、曖昧に感じます。子育て支援課に通告するのか、あるいは、支援拠点に通告するのか、どちらでしょうか。</p> <p>私は、専門職を含めた体制で設置されている支援拠点がありますので、そこへ通告するのだと思っています。そうすれば、速やかに教育委員会へも連絡が行くのだと思っています。しかし、体制図には教育委員会は含まれていませんので、そういった点からも体制の見直しを図るべきだと考えますが、いかがでしょうか。</p>
事務局 (子育て支援課長)	<p>まず、子ども・子育て会議の開催についてですが、去年は10月に開催し、年度に1回の開催でした。</p>
高橋委員	<p>私は、昨年10月の会議は学校訪問と重なっており、出席することができませんでした。日程調整がうまくいかなかったため、出席することができませんでした。出席して意見を述べたかったと思っています。</p>
事務局 (子育て支援課長)	<p>高橋委員がおっしゃるとおり、通常は会議を年度に1回開催しています。子ども・子育て支援事業計画を策定する年度には、頻繁に会議を開催していますが、それ以外の年度においては、計画の進捗状況を確認するというので、年度に1回の開催となっています。</p> <p>私も、昨年度の会議録を読みました。確かに、活発に議論されている会議だと感じましたので、開催回数の増加については、今後検討していければと考えています。なお、令和5年度・6年度は、令和7年度以降の計画を策定する時期になりますので、今後、会議の開催回数は増えると想定されます。</p> <p>次に、どこへ通告したら良いのかという点についてですが、児童虐待に関することは、子育て支援課が窓口となります。通告元は多岐に渡っておりますが、警察からの通告が最も多く、ほとんどが警察からの通告で判明している状況です。</p>
高橋委員	<p>ただいまの御説明を受けて、2点伺います。</p> <p>まず、1点目です。児童虐待に関することは、子育て支援課が窓口であるという御説明がありましたが、せっかく設けた支援拠</p>

	<p>点の機能については、どのように考えていますか。支援拠点でワンストップで対応すれば、色々な機関へつなぐことができるのではないのでしょうか。</p> <p>次に、2点目です。警察からの通告が最も多いという御説明がありました。高齢者虐待についても警察からの通告が多い状況ですが、高齢者虐待の場合には、近隣住民や民生委員など色々な方からの通告があります。しかし、児童虐待の場合は、通告元が限られてしまいます。</p> <p>学校からの通告は約7.4%という御説明でしたが、学校からの通告がさらに増えると良いと思います。そのためには、学校との連携を強化しなければなりません。本日、資料として配付された「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」などを学校でも読んでいただくことはもちろんですが、より積極的に学校と関わっていくことが大切だと考えます。</p> <p>せっかく支援拠点を設けたので、学校教育課と支援拠点の皆さんとの間でミーティングなどを行うことによって、お互いの顔が分かるようになり、連携もスムーズになると思います。</p> <p>私は、不幸な事案を無くすためには、連携や情報の共有が非常に大切だと考えます。そこで、児童虐待の窓口として、支援拠点を生かすことを提案するとともに、教育委員会と支援拠点とでミーティングを行うことを提案しますが、いかがでしょうか。</p>
事務局 (子育て支援課長)	<p>児童虐待に関する連携については、要保護児童対策地域協議会実務者会議に関係者が参加していますので、その場で要保護児童についての打ち合わせを行っています。併せて、事例が発生した場合には、その都度ケース会議を頻繁に行っています。現状では、そういった形で関係者の間で連携を図っています。</p>
市長	<p>高橋委員の御質問は、支援拠点がどのように機能しているのか、ということですね。子ども家庭総合支援拠点という名称を聞きますと、組織としても機能としても充実しているというイメージを持ちますが、実際にはどうなのでしょう。支援拠点は既に立ち上がっていますよね。</p>
事務局 (子育て支援課長)	<p>はい。令和3年から設置しています。支援拠点は、組織としては子育て支援課が主になりますが、課の中に教員免許の所持者や保健師、社会福祉士などを職員として配置しています。</p>
市長	<p>支援拠点は、現状ではどのような仕事をしているのでしょうか。</p>
事務局 (子育て支援課長)	<p>児童虐待に限らず、家庭に関する相談なども含まれますが、そういった通告や相談がありましたら、支援拠点で協議しまして、内容によっては保健センターへつないだり、重篤な場合には、熊谷児童相談所へつないだりといった機能を持っています。</p>
市長	<p>そういった機能があるということは分かりました。</p> <p>しかし、さきほどの説明によると、実際には、要保護児童対策地域協議会実務者会議が情報共有の場として機能しているという</p>

	<p>ことですよね。そうしますと、支援拠点は現在、どのような役割を果たしているのでしょうか。あるいは、本当は果たすべき役割があるけれども、そこまで達していないということなののでしょうか。</p> <p>私たちは、組織の名前を聞くと、そういった組織が実態として存在し、活動しているものと思います。ところが、実際には国から支援拠点を設置するよう働きかけがあったから、本庄市でも設置したという状況で、児童虐待等への対応は以前と変わらず、子育て支援課の通常業務の中で行われている状況なののでしょうか。</p> <p>それとも、支援拠点を立ち上げた以上、何か新しい機能を持って動いているのでしょうか。動いているとすれば、その部分が分かりづらいので、さきほどのような御質問が出てくるのだと思います。</p> <p>例えば、福祉部長は福祉事務所長でもあります。福祉事務所は、法に基づいて設置していますが、実際には福祉部の仕事为主です。支援拠点も似たような仕組みになっているのでしょうか。高橋委員の御質問を受けて、実際にどのような仕事をしているのだろうと、私も疑問に思いました。よろしければ、担当者から現状をお話しいただけますか。</p>
<p>事務局 (子育て支援課 主査)</p>	<p>子育て支援課に専門職が配置され、人員は増えました。支援拠点の業務は、子育て支援課で行っている児童福祉法に関することとなりますので、実際には兼務という形になっています。</p> <p>また、子育てに関する相談には、育児相談から虐待に関する相談まで、様々なものがあります。</p> <p>市の支援体制としましては、まず、保健センターで行っている子育て世代包括支援センターで、皆さんから広く相談を受け付けています。</p> <p>より積極的な関わりが必要だと判断される相談については、支援拠点で情報収集を行い、要保護児童対策地域協議会実務者会議で見守りや進捗管理を行います。</p> <p>それ以上の関わり、例えば一時保護等が必要な場合は、熊谷児童相談所と連絡調整を行い、対応しています。</p>
<p>市長</p>	<p>支援拠点は、国の方でどのように定義づけられていますか。子供に関するあらゆる相談を引き受けることになっているのでしょうか。</p>
<p>高橋委員</p>	<p>支援拠点の根拠法は、体制図に書かれています。児童福祉法第10条2項に、「市町村は、前条の業務を行うに当たり、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。」とあります。</p> <p>支援拠点には、保健師、教員免許所持者、精神保健福祉士、社会福祉士といった資格を持つ方達があります。支援拠点では、こういう相談がありましたということで、毎日ミーティングを行った</p>

	<p>り、日報や月報や年次報告があったりするのだろうと、私はイメージしていましたが、実際は違うようです。</p> <p>職員も兼務という御説明ですので、支援拠点というにはあまりにも曖昧だと感じます。</p>
市長	<p>国の要請に基づいて、支援拠点を設置しました。専門職を配置して人員は増えましたが、子育て支援課と兼務で対応しているということです。</p> <p>実際には、支援拠点としての仕事をしているのか、それとも、通常業務を行う中で支援拠点の役割は曖昧になっているのか、いかがでしょう。</p> <p>高橋委員から日報や月報というお話がありましたが、手続き的な部分は細かく決められているのか、それともそれぞれの自治体の運営に任されているのか、いかがでしょう。</p>
事務局 (子育て支援課長)	<p>支援拠点と子育て支援課とで、業務の内容が大きく変わるものではないと考えています。支援拠点に対する補助金等もありますので、そういったものを活用しながら、子育て支援施策を考え、提供しています。</p> <p>全国的には、支援拠点を設置していない市町村もございますが、本庄市としては早急に設置し、補助金等も活用しながら、子育て支援施策を進めたいということで、早めに設置したと聞いています。</p>
市長	<p>実際には、どのような仕事をしているのでしょうか。支援拠点に対する補助金もあるということですが、どのような形で機能しているのでしょうか。</p>
事務局 (子育て支援課主査)	<p>相談業務を中心に行っています。相談を受ける中で、各課との連携を図る、あるいは児童相談所につなぐための中心的な役割をしています。要保護児童対策地域協議会実務者会議についても、支援拠点の中で整備しています。</p>
市長	<p>高橋委員、いかがでしょうか。</p>
高橋委員	<p>支援拠点へ相談が何件あったかといった具体的な実績は分かりますか。</p> <p>ホームページにも支援拠点の体制図が掲載されています。市民の目からしますと、ここへ相談すれば様々な資格を持った人がいて、ワンストップで対応していただけたらと思うでしょう。</p> <p>しかし、相談件数や告知件数といった実績が無いとしますと、補助金をいただいて人員は増えましたが、その結果は曖昧であり、絵に描いた餅という印象です。市長もおっしゃるように、実際に機能しているかどうかという点が問題だと思います。</p>
市長	<p>支援拠点を整備することによって補助金を活用することができるということもあり、子育て支援課が行っている業務にかぶせるような形で、支援拠点を整備しました。</p> <p>実際に行う仕事は、従来とあまり変わっていませんが、専門職</p>

	<p>の配置によって、専門的な見地から、様々な相談に対応できるようになったということでしょうか。児童相談所と連携して対応した方が良いのか、見守るだけで良いのかといった判断が的確にできるようになったということでしょうか。</p>
事務局 (子育て支援課 主査)	<p>日々の相談業務の中で、専門職の職員を含めた形で随時会議を行い、どう対応するかといった方向性を決めています。</p>
落合委員	<p>私からも伺いたいのですが、児童虐待の事例が起きた時に、子育て支援課へ通告するのは誰ですか。</p>
事務局 (子育て支援課 主査)	<p>学校や地域の方、警察の方など、様々な方から通告があります。</p>
落合委員	<p>私は、数十年前に高齢者虐待の全国調査をしたことがあります。虐待には、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトという4つの概念がありますが、ネグレクトは非常に見えづらいということがあります。</p> <p>家族は、虐待しているから通告しませんので、通告元に警察を加えましょうと厚生労働省に提案した記憶があります。その流れが児童虐待にもあって、警察からの通告が増えていると思います。</p> <p>児童虐待に関しては、基本的には誰が発見するのでしょうか。親は絶対言いませんし、子供も言いません。兄弟も言いません。誰だと思えますか。民生委員でしょうか。児童委員でしょうか。自治会長でしょうか。</p>
事務局 (子育て支援課 主査)	<p>普段と様子が違う点に気付くのは、所属している学校や保育園・幼稚園の先生方だと思います。</p>
落合委員	<p>その先生方に対して、児童虐待についての研修などは行われていますか。</p> <p>教育と福祉と医療とが三位一体となって連携しないと、児童虐待の問題は水面下に入ってしまうと思いますが、本庄市ではどのように連携を図るのでしょうか。子供達の学びや生活を保障するうえで、児童虐待にどのように対応していくのかということを市民に示す必要があります。</p> <p>地域の方が、警察や市に「あの子は虐待されているのではないか。」と通告することは難しいと思います。</p> <p>例えば、暑い中長袖を着ている子供がいますが、日焼け対策なのかということ、そうではありません。実際には、叩かれたりしてあざが残っている場合があります。</p> <p>そういったことを先生方が認識していただければ、児童虐待を発見することができますので、そういった研修なども、今後考えていただければと思います。</p>
市長	<p>落合委員の御意見について、さきほど子育て支援課の説明を聞いたうえで、学校教育課に伺います。資料の「学校・教育委員会</p>

	<p>等向け「虐待対応の手引き」というものは、学校の中でどのように生かされていますか。</p> <p>学校、あるいは保育園や幼稚園にも先生方がいらっしゃいますが、子供達に日々接している方が、どのように児童虐待を見抜くかということについて、研修などは行われているのでしょうか。</p> <p>また、子育て支援課との連携についても、現在の状況を教えてくださいいただけますか。</p>
<p>事務局 (学校教育課長)</p>	<p>「学校・教育委員会等向け「虐待対応の手引き」については各学校へ配布しており、具体的に教員が注意すべき点については、13ページに記載があります。子供についての異変、保護者についての異変、状況についての異変の具体例が記載されていますので、こちらの資料を共有しています。</p> <p>例えば、繰り返し問題行動をしてしまう児童がいます。そういった場合には、やはり家庭の教育という部分にも疑いを持ちましょうということ、教員に対して指導を行っています。</p> <p>また、毎年、人権実践報告会というものが開催されており、その中で子供の人権というテーマがあります。そこでは、埼玉県北部の自治体から、子供の人権についての指導内容や事例等が報告されます。学校ではそういった会議に必ず出席し、校内で情報共有しています。</p> <p>子育て支援課との情報共有や連携については、各学校から子育て支援課へ連絡する際に、学校教育課にも連絡がありますので、そういった形で情報共有しています。</p> <p>しかし、学校教育課に連絡して、子育て支援課には連絡していない場合も無いとは限りませんので、学校教育課では学校に対して「この件については子育て支援課にも連絡しましたか。」と確認し、子育て支援課には「この件について聞いていますか。」と確認しながら、連携を図っています。</p>
<p>教育長</p>	<p>私が校長をしていた時にも、児童虐待が疑われる事案がありました。保護者との関係も大切ですが、「学校・教育委員会等向け「虐待対応の手引き」ができる何年も前から、学校には通告の義務があると言われていました。ですから、どの学校でも毎年、通告の義務があるということは繰り返し話しているはずです。</p> <p>さきほど落合委員がおっしゃったように、なぜ夏なのに長袖を着ているのだろう、学校教育課長の説明にあったように、なぜ落ち着きが無いのだろう、なぜ他の子供に手が出るのだろう、自分が手を出されているから他の子供にも手が出るのではないかと、そういったことを考えながら、子供達を見ていました。</p> <p>私自身、子育て支援課に何度も連絡しましたし、子育て支援課からもたびたび連絡をいただきました。民生委員にも相談しましたし、色々な機関と相談しながら対応していましたので、学校からの通告が7.4%ということについては、とても意外で、もっと多いのではないかと感じました。</p>

市長	<p>7. 4%という数字は、通告の件数自体が多く、学校以外からの通告も多いということですよね。学校からの通告も、もちろんたくさんあると思います。</p>
事務局 (子育て支援課長)	<p>令和4年度の数字については、新規の事案についての通告件数を集計しています。学校からの通告は継続の事案も多く、数年前に通告があった場合には、再度通告しても件数に含まれません。</p>
市長	<p>児童虐待は、1軒の家で繰り返し起きているような事案が多いということです。皆さまから、その他に御意見等ございますか。</p>
今井委員	<p>私は、5歳児事件検証委員会に出席していました。その中で改めて感じたことは、児童相談所が最終的に対応する機関ではないということです。</p> <p>検証委員会では、熊谷児童相談所へ聞き取りをしました。児童相談所の方がおっしゃるには、市と児童相談所で連携はしますが、児童相談所が市を指導する立場ではないということです。児童虐待の事案があったら、市は児童相談所へ相談しますが、その後に調査をするのも、対応方針を決めるのも市の役割になるということです。</p> <p>ですから、高橋委員がおっしゃったように、支援拠点を機能させることが大切だと思います。全て児童相談所が対応しますと、児童相談所がパンクしてしまいますし、調査については地域で行いますので、子育て支援課が中心となるでしょう。</p> <p>そこで問題となるのが、子育て支援課の職員の皆さんは虐待に対する専門家ではないということです。そういった観点から専門家を含めた拠点作りが求められているのだと思います。児童虐待の対応についての判断は、私自身できませんし、子育て支援課の職員の皆さんも、配属されたからといって、すぐに専門的な対応ができるわけではありません。</p> <p>5歳児の事案が、なぜ要保護児童対策地域協議会実務者会議に上がらなかったのかという点についても、判断基準が明確ではなかったことが問題だと思いますので、マニュアルが必要ではないかと意見を述べました。</p> <p>児童虐待の対応をするのは、市や児童相談所や警察です。その連携を強化するためにも、支援拠点を充実させる必要があると思います。</p>
市長	<p>ありがとうございます。まさにその通りだと思います。</p> <p>私も5歳児事件検証委員会の報告書を拝見しました。記者会見で話したこともつながりますが、児童相談所としては、当初は同居人による身体的虐待と、母親によるネグレクトという両方の考え方を持っていました。</p> <p>しかし、次第に母親によるネグレクトという1つの考え方に偏ってしまいました。この判断については、埼玉県の検証委員会でしっかりと検証していただきたいということは申し上げました。</p>

	<p>今井委員もおっしゃるように、児童相談所に報告される事案が非常に増えているので、児童相談所では判断し切れないという御意見もあるかもしれませんが、権限を持っていることは事実です。</p> <p>権限を持っている児童相談所の判断が、実際はAとB両方の虐待事案であっても、Bに偏ってしまえば、市の方でもそれに従ってしまうことはあると思います。もちろん、報告書にも書かれていたように、それで終わってはいけません。市で疑問を持ったのであれば、児童相談所にも「ネグレクトではなくて身体的虐待でしょう。」と言わなければなりません。</p> <p>児童相談所に様々な事案が上がる中で、国に対して報告する際に、AとBどちらの虐待なのかと考えた場合、主たる監護者は母親ですから、制度上、母親に注目してしまいます。この事案では、亡くなられたお子さんにとって最も危険なことは同居人による身体的虐待でありましたが、制度上、主たる監護者に焦点が当てられてしまいました。</p> <p>児童相談所で判断をする際に、「主たる監護者は母親ですが、子供の立場に立ってみれば、同居人による身体的虐待です。」と判断することができない制度上の問題があると思います。この点は、国でも問題にしていきたいと思います。</p> <p>市と児童相談所の双方が、そちらで調べてください、そちらで判断してくださいと、そういう状況にあったのかなと感じます。</p>
今井委員	<p>しっかりとした判断基準を持って、市としての方向性を示さないと、対応がうやむやになってしまうと思います。児童相談所から、市とは違う判断が出た場合に、それに対して意見を言える具体的な状況を把握しておかないと、児童相談所の判断に流されてしまいます。</p>
市長	<p>埼玉県や国に対する違和感は申し上げる一方で、市民の身近にいる我々としては、市民の感覚を大切にしなければなりません。飲食店の方が、これはおかしいと感じたのであれば、その感覚を大切にしなければなりません。児童相談所のような権限はありませんが、市民の身近にいる我々が見逃してはいけない部分はあると思います。</p>
今井委員	<p>そうですね。熊谷児童相談所は、5歳児の事案について飲食店の方への聞き取りを実施していません。その時点で、この事案に対する危機意識が低下してしまったと思います。</p> <p>市では当初、飲食店の方の話を聞いた時に、これは大変危険な事態だという認識がありましたが、市から児童相談所への情報共有を経る中で、母親のネグレクトという見解に落ち着いてしまったことが本当に残念です。</p>
市長	<p>児童虐待は見えにくいものです。見えにくいものをどのように発見するかということは非常に難しいです。放っておいたら、同じような事案がこれからもたくさん起きる可能性があります。</p>

	<p>県の対応についての問題点は指摘して、県も指導力を発揮していただきたいと伝えていく必要はありますし、児童相談所の人員強化をしていただきたいということは申し上げます。ただし、市民に一番身近にいる我々が、学校・保育園・幼稚園や子育て支援課が、子供達に寄り添い、児童虐待を見逃さないことが大切です。</p> <p>また、子育て支援課は、高橋委員がおっしゃるように支援拠点をしっかりと機能させ、関係機関での情報共有を行うとともに、児童虐待事案を要保護児童対策地域協議会実務者会議につなぐということをしなければなりません。</p> <p>5歳児の事案については、同居人による身体的虐待だと判断し、警察にも伝えたくて、同居人に声をかけるだけでも、けん制する効果があったのではないかと考えられます。この事件を教訓として、我々は児童虐待事案について、躊躇せず対応することが大切です。</p>
今井委員	<p>もう1点お話しします。支援拠点を整備する目的として、児童虐待への対応だけではなく、子供に対する総合的なサポートという目的もあると思います。</p> <p>5歳児の事案についても、虐待だけの問題ではなく、貧困により家賃が払えなくなり、身を寄せた場所で虐待を受けたということが背景にありました。子供をサポートするには、総合的な視点からの検討が必要だと思います。</p> <p>支援拠点の設置については良い考えですが、関係機関の連携が十分ではなかったと感じます。令和3年度から設置しているということですが、せっかく設置したのであれば活用して、子供に対する総合的なサポートができるようになると良いと思います。</p>
市長	<p>私は、5歳児事件検証委員会の報告書の詳細版も拝見しました。詳細版には、お子さんの生まれた時からの状況が丹念に記録されており、色々と感じるものがありました。</p> <p>夫婦が別れ、母親が子供を引き取った場合、父親と子供も別れることになってしまいます。父親と母親の問題であって、父親と子供の問題はなかったとしても、父親と子供の関係が絶たれてしまいます。</p> <p>この事案では、父親は子供に全くアプローチできない環境に置かれていました。父親自身がアプローチできるような状態だったかという問題もありますが、このような制度で果たして良いのだろうかと思います。最終的には親権にまで話が及びますが、親権以前の問題としても、母親が訴えれば、子供と父親の関係まで絶たれてしまっても良いのだろうか、という疑問があります。</p> <p>これは根深い問題ですので、多角的に検証し、議論することが必要だと思います。本来であれば、親子が力を合わせて家庭を築くことができるとしても、制度的に親子の関係を断ち、孤立させていると感じます。</p> <p>話が少し逸れましたが、皆さまから貴重な御意見をいただきま</p>

	<p>したので、子育て支援課にはぜひ、今後も体制強化を進めていただきたいと思います。</p> <p>子供が本当に危険な状況にあるかどうかの判断は難しいですが、そのために専門家を配置し、組織的に協議する仕組みがあります。1人の職員に任せず、皆さんで情報共有しながら対応していただきますよう、よろしくをお願いします。</p> <p>皆さまから、その他に御意見等ございますか。</p>
岡崎委員	<p>1つ伺いたいののですが、児童の年齢は一般的には18歳未満になると思います。中学校卒業までに虐待事案が解決しなかった場合、高校に入ってから、もしくは社会人になってからの情報共有の現状についてお聞かせください。</p>
今井委員	<p>今年の4月に「こども基本法」が施行されました。その中で、子供の定義は「心身の発達の過程にある者」とされていますので、定義が少し変わっていると思います。</p>
市長	<p>18歳未満に限らないということですね。自治体の業務としては、どうしても中学生以下に焦点が当たってしまい、高校生から先の状況は見えづらい部分があるかと思います。現状はいかがですか。</p>
事務局 (子育て支援課長)	<p>市としても、これまでの流れで18歳未満を中心に考えていました。ただ、さきほどお話があったように、新たな法律が施行され、こども家庭庁も設立されました。</p> <p>これに伴い、国から自治体に対して、「こども家庭センター」というものを設置しましょうという動きがあります。「こども家庭センター」についての詳細は明らかになっておらず、私達も苦慮していますが、こういった形がベストかということ、国の方針を見ながら決めていきたいと考えています。</p> <p>また、「こども基本法」の子供の定義には、18歳以上も含まれていますので、そういった情報をどのように把握していくかということについても、今後検討していきたいと考えています。</p>
落合委員	<p>国から自治体に下りてくるような業務では、これまでの各自治体の状況を見ますと、他の自治体が作成した書類を基に、自治体のデータを変えただけで作成している例を多く見かけます。</p> <p>「こども家庭センター」を設置する際には、“本庄オリジナル”を意識して作らないと持続可能なものにならないと思いますので、そういった点を意識して作りましょう。自分達の意見が取り入れられれば責任が生まれますので、本庄市民みんなで作れると良いと思います。ぜひ一緒に作りましょう。</p>
市長	<p>ありがとうございます。現場が一番その部分を感じていると思います。国が法律改正や制度設計をして、新たな業務が自治体に課されます。これは子育て分野だけではなく、福祉分野や保健分野にもよく見られることです。</p> <p>国が求めることは、時代のニーズに合っているとは思いますが、</p>

	<p>自治体においては身の丈に合った形で制度設計をする必要があります。補助金を活用できれば、人員を増やすことができますが、あくまで自分達の制度設計の上に冠を載せるような意識でいないと、落合委員がおっしゃるように持続可能なものにはならないと思います。</p> <p>国や他の自治体と同じような制度設計をすることに忙殺され、本来の目的である子供達に向き合うことができなくなってしまうという葛藤が現場にはあります。</p> <p>だからこそ、“オリジナル”が大切です。5歳児事件を経て、これまでどのような部分が弱かったのか明らかになりましたので、その部分は強化していきましょう。自分達のやり方で、試行錯誤しながら進めれば良いと思います。最も大切なことは、子供達にしっかりと向き合うことです。</p> <p>皆さまから、その他に御意見等ございますか。</p> <p style="text-align: center;">(なし)</p> <p>それでは、本日の議事は終了とさせていただきます。様々な御意見を頂戴しましたので、しっかりと受け止めていただきたいと思います。円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。</p>
<p>事務局 (企画課長)</p>	<p>皆さまには、慎重審議いただき大変ありがとうございました。最後にその他といたしまして、今後のスケジュールについて説明いたします。次回、第2回の会議を10月頃に開催する予定でございます。日程等が決まり次第、お知らせいたします。</p> <p>また、第3回の会議を来年1月頃に開催したいと考えております。よろしく願いいたします。その他につきましては以上でございます。</p> <p>それでは、以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。本日は誠にありがとうございました。</p>

市 長

吉田 信解

教 育 長

下野戸 陽子